

(中央教育審議会令の一部改正)
第四十五条 中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正)
第四十六条 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 第一項の表初等中等教育分科会の項中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改め、同条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 平成十九年三月以前の月分の国民年金の保険料の納付に係る生徒又は学生の範囲については、

第三条 第二号の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正)
第四条 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令(昭和三十五年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条 第一項及び第十條中「まで」の下に「及び第十七号」を加える。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)
第五条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)の項を次のように改める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)	項 第一條第一	理事長	理事長又は学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二條第二項に規定する学校設置会社をいう。)の代表取締役若しくは代表執行役
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	項 第一條第一	理事長	理事長又は学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三條第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)の代表権を有する理事

第四条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の項を次のように改める。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 菅 義偉
 法務大臣 長勢 甚遠
 財務大臣 尾身 幸次
 文部科学大臣 伊吹 文明
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 農林水産大臣 松岡 利勝
 経済産業大臣 甘利 明
 国土交通大臣 冬柴 鐵三
 環境大臣 若林 正俊

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

附則

この政令は、薬事法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

文部科学大臣 伊吹 文明
内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第百一十三号)の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)以下「法」という。(第五條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「一般職給与法」という。)第八條第六項及び第七項、法第十一條の第三項、法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の六第一項及び第三項、第十一條の八第一項、第三項及び第五項、第十四條第三項並びに第十九條の三第二項、法第十八條の第二項、第二十三條第五項及び第二十七條の四第四項並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第五條の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第六條の十二中「第六條の十四及び第六條の十五」を「及び第六條の十四」に改める。

第六條の十四の見出し中「特定職員」を削り、同條第一項中「行政職俸給表(一)の適用を受ける職員」でその職務の級が七級以上であるもの及び前條各号に掲げる職員(以下この條及び次條第一項において「特定職員」という。)について「を削り、特定職員の」を「職員」に改め、同項ただし書中「特定職員」を「職員」に改め、同項第一号中「良好である特定職員」を「良好である職員」に、「特定職員」を「職員」に、「昇給抑制年齢特定職員」を「昇給抑制年齢職員」に改め、同項第二号中「良好である特定職員」を「良好である職員」に、「昇給抑制年齢特定職員」を「昇給抑制年齢職員」に改め、同項第三号を次のように改める。